

令和元年度決算審査特別委員会報告書

令和2年9月10日第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和元年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 2 3 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

令和元年度決算審査特別委員会
委員長 長谷川 生 人

記

1 事件名

- (1) 認定第1号 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第2号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第3号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 認定第4号 令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 認定第5号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 認定第6号 令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 認定第7号 令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について

2 審査の経過

令和2年9月10日、11日、14日、15日、16日、18日、23日の7日間委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、担当部長、教育次長、担当課長、局長、センター長の出席を求め、審査を行った。

3 審査の結果

(1) 認定第1号 令和元年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 不認定
- ◇ 概要及び理由

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	11,988,532,464
2.	歳 出 総 額	11,856,588,526
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	131,943,938
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	6,255,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	6,255,000
5.	実 質 収 支 額	125,688,938
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

令和元年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 11,988,532,464 円で、前年度と比較し、国庫支出金、町債などの減少により、全体で 2,429,082,687 円減少している。町財政の根幹をなす町税の収入済額は 2,974,035,134 円と前年度より 23,517,158 円減少している。

委員からは、歳入のスクールバス売払収入 70,000 円に関して、インターネットオークションを活用せずに公募により売却したことについては、自主財源確保の観点からもオークションを活用すべきであるとの意見があった。

歳出総額は 11,856,588,526 円で、前年度と比較して、農林水産業費、商工費などの減少により全体で 2,347,582,875 円減少している。

委員からは、歳出の学校管理費（小学校）の燃料費（プロパン）1,506,851 円について、同一の敷地内にある施設に関して、同じ燃料の契約方法が異なることに統一性がないとの意見があった。また、町道の着手がなされているが、引き続き未完了となっている工事箇所については、住民サービス向上の観点からも、計画的に早期での工事の完了をするべきとの指摘があった。

歳入歳出差引額は 131,943,938 円で、翌年度へ繰越すべき財源 6,255,000 円を差し引いた実質収支額は 125,688,938 円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 20,010,812 円の赤字であり、これに財政調整基金への積立金 75,000,000 円を加え、基金取り崩し額 65,000,000 円を差し引いた実質単年度収支額は

10,010,812 円の赤字である。

不用額は、295,767,474 円（うち繰越明許分 24,097,966 円）となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種会議、行事等の中止、公共施設の休館や学校の臨時休校などの措置がとられたことによる不用額があるものの、減額を見込めるというケースも一部見受けられた。委員からは、監査委員からの意見書にも記載されているように、常に財源の有効活用という観点に立ち、執行状況の把握と早期の予算整理に努めるべきとの指摘があった。

特に、財政管理費の積立金 84,524,427 円の不用額については、補正予算において積立金を計上しているにもかかわらず、積み立てを行わなかったことに対する意見があった。

討論においては、同一の敷地内にある施設に関して、同じ燃料の契約方法が異なること、スクールバスの売却に関してインターネットオークションを活用せずに公募により売却していること、基金積立金に関して補正予算において積立金を計上しているにもかかわらず、新型コロナウイルスへの対応という漠然とした理由で積み立てを行わなかったことが認定に反対する理由として挙げられた。

以上、本会計について、起立採決をした結果、賛成 5 名、反対 9 名により不認定すべきものと決定した。

なお、賛成者から少数意見の留保があった。

(2) 認定第 2 号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	3,342,013,079
2. 歳 出	総 額	3,323,846,778
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	18,166,301
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支	額	18,166,301
6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は3,342,013,079円、歳出総額は3,323,846,778円で、実質収支額は18,166,301円の黒字、単年度収支額は73,092,975円の黒字となっており、累積赤字の解消が達成されている。北海道との共同保険者へ移行したことにより町の保険給付負担が減少したものの、今後も、税収の確保や収入未済額の緊縮などにより、国保事業の適正かつ安定した運営に努めていただきたい。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号 令和元年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	418,619,813
2.	歳 出 総 額	411,878,422
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	6,741,391
4.	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	6,741,391
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

本会計の歳入総額は418,619,813円、歳出総額は411,878,422円で、実質収支額は6,741,391円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号 令和元年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	2,877,201,869
2. 歳 出	総 額	2,823,582,660
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	53,619,209
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質	収 支 額	53,619,209
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は2,877,201,869円、歳出総額は2,823,582,660円で、実質収支額は53,619,209円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の9,700,930円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

下水道事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	852,172,897
2. 歳 出	総 額	828,851,060
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	23,321,837
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	5,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	5,000
5. 実 質	収 支 額	23,316,837
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は 852,172,897 円、歳出総額は 828,851,060 円で、実質収支額は 23,316,837 円の黒字となっている。

収入済額は前年度に比べ 79,097,572 円減少しているが、その主なものは使用料及び手数料である。これは下水道事業に地方公営企業法が適用され、令和 2 年 3 月 31 日現在の収入済額をもって本会計が廃止されたことにより、令和 2 年 3 月分の下水道使用料の全額と道補助金が未収入となっているためであり、未収金として新会計である七飯町下水道事業会計へ引き継がれている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第 6 号 令和元年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	1,458,126
2. 歳 出	総 額	33,000
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	1,425,126
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支	額	1,425,126
6. 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は 1,458,126 円、歳出総額は 33,000 円で、実質収支額は 1,425,126 円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第 7 号 令和元年度七飯町水道事業会計決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

総収益 515,612,080 円で 1,133,317 円の増加、総費用 447,535,590 円で

2,762,678 円の増加、差し引き当年度純利益は 68,076,490 円で 1,629,361 円減少したが、黒字決算となった。

当年度純利益 68,076,490 円に前年度繰越利益剰余金 72,080,761 円を加えた当年度未処分利益剰余金 140,157,251 円のうち、令和 2 年度期首に減債積立金 50,000,000 円、建設改良積立金 20,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 70,157,251 円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。